

契約書

(訪問看護) 介護保険

利用者： 様

OUR 訪問看護ステーション

_____様（以下、利用者という）と株式会社 OUR の営む OUR 訪問看護ステーション（以下、事業者という）は事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約を結びます。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護のサービスを提供する。利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. 契約期間は令和　年　月　日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日、もしくは第9条に基づく契約終了まで、本契約の定めるところにしたがって、事業者が提供する訪問看護のサービスを利用できます。
2. 利用者は事業者に対し、契約満了日の7日前までに文章による契約終了の申し出がない場合は、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条（訪問看護計画の作成・変更）

1. 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえて、訪問計画書を作成します。
2. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その内容に沿って作成します。
3. 事業者は、訪問看護計画の内容を利用者および家族に対して説明を行い、利用者および家族の同意を得るものとします。
4. 次のいずれかに該当する場合、事業者は第1条に規定する訪問看護の目的にしたがって、訪問看護計画を変更します。
 - ① 利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を表する場合。
 - ② 利用者およびその家族などが訪問看護計画の変更を希望する場合。
5. 事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

第4条（主治医との関係）

1. 事業者は、主治医から指示を文書で受け訪問看護のサービス提供を始めます。
2. 事業者は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第5条（訪問看護サービスの内容）

1. 利用者が提供を受けることのできる訪問看護のサービス内容については『重要事項説明書』に記載されているとおりです。
2. 事業者は『重要事項説明書』に定めた内容について、利用者およびその家族に説明を行います。
3. 事業者は、利用者の居宅サービス従業者を派遣し、第3条によって作成された訪問看護計画に基づき、利用者に対して『重要事項説明書』に定めた訪問看護のサービスを提供します。
4. 利用者およびその家族との同意を持って訪問看護計画が変更され、事業者が提供する訪問看護のサービス内容、または介護保険定適用の範囲が変更となる場合、利用者およびその家族の同意を持って新たなサービス内容を記載した『重要事項説明書』を作成し、それをもって訪問看護のサービス内容とします。

第6条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、訪問看護のサービス実施ごとに内容を記録簿に記入し、サービス終了時に利用者および家族の確認を受けることとします。利用者および家族の希望があれば、控えを交付いたします。
2. 事業者は、利用者の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後5年間保管します。
3. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿を、当該事業所の営業事業内に閲覧します。
4. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については『重要事項説明書』に定める料金を、利用者およびその家族が支払います。

第7条（料金）

1. 利用者は、訪問看護のサービスの対価として『重要事項説明書』に定める利用単位ごとの料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者に支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額の明細を請求書に付して翌月20日頃にお知らせします。
3. 利用者は、当月料金の合計額を翌月27日までに事業者の指定する方法で支払います。
4. 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気・電話・衛生材料費、その他介護サービスを提供するにあたり必要な費用は利用者の負担とします。

第8条（料金の変更）

- 事業者は、利用者に対して1ヶ月前までに文書にて通知することにより、利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく『重要事項説明書』を作成し、相互に取り交わす。
- 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文章で通知することにより契約を解除することができます。

第9条（契約の終了）

- 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知することで、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変・入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも、この契約の解除ができます。
- 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することで、この契約の解除ができます。
- 次の自由に該当した場合は、利用者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解除ができます。
 - 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - 事業者が守秘義務に反した場合
 - 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱した行為を行なった場合
 - 事業者が破算した場合
- 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちに契約を解除することができます。
 - 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払支払うように催告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合
 - 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信行為を行なった場合
 - 訪問看護サービスを提供するにあたり、利用者および家族、関係者は事業所からの協力を求められても協力が得られない場合
 - 事業所の従業員に対してセクシャルハラスメントに該当する言動や行為、暴言・暴力行為、人権侵害に該当する言動や行動、訪問看護サービスとは全く関係のない依頼が確認できた場合
 - 事実と異なる事項を他者に発信した場合（インターネットやSNS等も含む）
 - 従業員のプライバシーを侵害した行為
 - 利用者及び家族、関係者からの報告に虚偽がある場合（提出された書類を含む）
 - 利用者及びその家族、関係者が反社会勢力に属している等の関係が確認された場合（現在及び過去問わず）

5. 次の事由に該当した場合は、この契約を自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第 10 条（訪問看護師の交替）

1. 利用者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合は、当該訪問看護師が、業務上不適当と思われる事情、若しくは交替を希望する理由を明らかにし、事業者に対し選任された訪問看護師の交替を申し入れることができます。但し、合理的な理由でない希望や事業者の人員配置の変更などにより申し入れに応じることができない場合があります。
2. 事業者は、訪問看護師の交替によって、利用者およびその家族に対し、訪問看護のサービスを利用する上で不利益が生じないように十分に配慮します。
3. 事業者は、選任された訪問看護師が体調不良などの理由により訪問できない場合は、交替の訪問看護を人選し、利用者およびその家族に連絡します。

第 11 条（サービスの中止）

1. 利用者は、事業者に対して、サービス実施日に当日の午前 8 時半までに通知することで、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。
2. 事業者は感染症の流行、訪問中における不慮の事故、その他訪問するにあたり著しく遂行が困難な理由等により予告なくサービスを中止する場合があります。この場合は事後にご連絡するものとします。

第 12 条（社会情勢及び天災）

1. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
2. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。

第 13 条（守秘義務）

1. 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者

の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

3. 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員又は地域包括支援センター及び居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
4. 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。
5. 事業所は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、研究等に使用する場合があります。その際は個人が特定されないよう厳密に処置を講じます。

第14条（緊急時の対応）

事業者は、訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

第15条（賠償責任）

1. 事業者は本契約に基づくサービスの実施に伴い、事業者の責に帰すべき事由により生じた損害について賠償する責任を負います。
2. 事業者は民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は利用者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力いただく場合があります。

第16条（身分証携行義務）

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者又はその家族から提示を求められた場合は、いつでも身分証を提示します。

第17条（協業義務）

利用者は、事業者から訪問看護のサービス提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第18条（連携）

事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

第19条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者およびその家族から相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに

対応し、迅速かつ誠実に対応します。

第 20 条（本契約に定めない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この解約に定めない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第 21 条（連帯保証人）

連帯保証人は事業者に対して利用者が本契約上負担する債務を極度額 100 万円の範囲内で連帯して保証します。

第 22 条（自費払い・契約）

介護保険・医療保険等の保険上限を超えた場合、保険外サービスの利用を希望された場合は、重要事項説明書に記載されている単位の全額を支払うものとします。その際、重要事項説明書に記載されている単位の全額を支払うものとします。支払い方法については本契約第 7 条の通りです。

第 23 条（裁判管轄）

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、宮崎地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約提携日 令和 年 月 日

【利用者】私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。また、第13条第3項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

住 所

氏 名

署名代行者（代理人）

私は、本人の契約意思を確認し署名を代行いたしました。

続柄：

代行理由：

住 所

氏 名

【事業者】宮崎県宮崎市花ヶ島南赤江町 2096 番地 1

株式会社 OUR

代表取締役 中田 富久

【事業所】宮崎県宮崎市花ヶ島南赤江町 2096 番地 1

OUR 訪問看護ステーション（指定番号 4560191043）

契約書別紙兼重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 OUR
主たる事務所の所在地	〒880-0036 宮崎市花ヶ島町南赤江町 2096 番地 1
代表者（職名・氏名）	代表取締役 中田 富久
設立年月日	令和 4 年 4 月 1 日
電話番号	0985-77-8266

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	OUR 訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒880-0036 宮崎市花ヶ島町南赤江町 2096 番地 1	
電話番号	0985-77-8266	
指定年月日・事業所番号	令和 5 年 2 月 1 日指定	4560191043
管理者の氏名	中田 志保	
通常の事業の実施地域	宮崎市、国富町、綾町、新富町、西都市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます)が、居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで（土日、祝日も営業） 但し、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます
営業時間	午前8時30分から午後17時30分まで (但し、24時間連絡体制、緊急訪問体制を整えております)

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤4人、非常勤0人	理学療法士	常勤1人、非常勤0人
准看護師	常勤0人、非常勤0人	作業療法士	常勤1人、非常勤0人
保健師	常勤0人、非常勤0人	言語聴覚士	常勤0人、非常勤0人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理 者	中田 志保
----------	------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）訪問看護の利用料（介護区分：要介護1～5）

【基本部分（訪問看護ステーション）】

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
		（自己負担1割）	（自己負担2割）	（自己負担3割）
20分未満	3140	314	628	942
20分以上30分未満	4710	471	952	1413
30分以上1時間未満	8230	823	1646	2469
1時間以上1時間30分未満	11280	1128	2256	3384

※准看護師の場合は上記料金の9割になります。

（単位：円）

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
		（自己負担1割）	（自己負担2割）	（自己負担3割）
20分	2940	294	588	882
40分	5880	588	1176	1764
60分	7950	795	1590	2385

（単位：円）

（注1） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2） 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
夜間・早朝、深夜 加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
複数名訪問加算 I	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2540	254	508	762
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	4020	402	804	1206
複数名訪問加算 II	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2010	201	402	603
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3170	317	634	951
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3000	300	600	900
特別地域訪問看護 加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
中山間地域等における小規模事業所 加算	当事業所が中山間地域に所在し、1月あたりの延べ訪問回数が100回以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

初回加算（I）	新規の利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合(1月につき)	3500	350	700	1050
初回加算（II）	新規の利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合(1月につき)	3000	300	600	900
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回に限り）	6000	600	1200	1800
緊急時訪問看護加算（I）	1.利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある 2.緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている（1月につき）	6000	600	1200	1800
特別管理加算I	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5000	500	1000	1500
特別管理加算II		2500	250	500	650
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	25000	2500	5000	7500
看護・介護職員連携強化加算	当該加算の支援を行った場合（1月に1回に限り）	2500	250	500	750
看護体制強化加算I	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）	5500	550	1100	1650
看護体制強化加算II		2000	200	400	600
サービス提供体制強化加算I	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	60	6	12	18
サービス提供体制強化加算II	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1月につき）	30	3	6	12

専門管理加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1月につき）	2500	250	500	750
口腔連携強化加算	当該加算の支援を行った場合（1月に1回に限り）	500	50	100	150

（単位：円）

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 90%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 85%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
	正当な理由なく、事業所において、前 6 月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が 100 分の 90 以上である場合	上記基本部分の 88%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割

(2) 介護予防訪問看護の利用料(介護区分：要支援1・2)

【基本部分(訪問看護ステーション)】

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
20分未満	3030	303	606	909
20分以上30分未満	4510	451	902	1353
30分以上1時間未満	7940	794	1588	2382
1時間以上1時間30分未満	10900	1090	2180	3270

※准看護師の場合は上記料金の9割になります。

(単位：円)

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
20分	2840	284	558	852
40分	5680	568	1136	1704
60分	7650	765	1530	2295

(単位：円)

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
夜間・早朝、深夜 加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

複数名訪問加算 I	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分未満の介護予防訪問看護を行った場合 (1 回につき)	2540	254	508	762
	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分以上の介護予防訪問看護を行った場合 (1 回につき)	4020	402	804	1206
複数名訪問加算 II	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分未満の介護予防訪問看護を行った場合 (1 回につき)	2010	201	402	603
	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分未以上の介護予防訪問看護を行った場合 (1 回につき)	3170	317	634	951
長時間介護予防訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 1 時間 30 分以上の介護予防訪問看護を行った場合 (1 回につき)	3000	300	600	900
特別地域介護予防訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の 15%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
小規模事業所加算	当事業所が中山間地域に所在し、1 月あたりの延べ訪問回数が 5 回以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の 10%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の 5%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
初回加算 (I)	新規の利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合(1 月につき)	3500	350	700	1050
初回加算 (II)	新規の利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合(1 月につき)	3000	300	600	900

退院時共同指導加算	退院又は退所につき 1 回 (特別な管理を必要とする者の場合 2 回)に限り)	600	600	1200	1800
緊急時訪問看護加算 (I)	1. 利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある 2. 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている (1 月につき)	6000	600	1200	1800
特別管理加算 I	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合 (1 月につき)	5000	500	1000	1500
特別管理加算 II		2500	250	500	650
看護体制強化加算	当該加算の体制を満たす場合 (1 月につき)	1000	100	200	300
サービス提供体制強化加算 I	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1 回につき)	60	6	12	18
サービス提供体制強化加算 II	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1 回につき)	30	3	6	12
専門管理加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1 月につき)	2500	250	500	750
口腔連携強化加算	当該加算の支援を行った場合 (1 月に 1 回に限り)	500	50	100	150

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担 1 割)	(自己負担 2 割)	(自己負担 3 割)
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者	上記基本部分の 90%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割

	<ul style="list-style-type: none"> 同一の建物に居住する利用者 一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者 				
	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 <ul style="list-style-type: none"> 事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 同一の建物に居住する利用者 一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者 	上記基本部分の 85%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割

(3) キャンセル料：不要

(4) 支払い方法

上記（1）及から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、14日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	<p>サービスを利用した月の翌月の 25～28 日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。</p> <p>（ ）銀行 （ ）支店 普通口座 （ ）</p>
銀行振り込み	<p>サービスを利用した月の翌月の 25 日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。</p> <p>宮崎銀行 平和台支店 普通口座 299261</p>
現金払い	サービスを利用した月の翌月の 25 日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡・指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	()
	氏名	()
	所在地	()
	電話番号	(— —)
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄)	() (続柄 :)
	電話番号	(— —)

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0985-77-8266 (9時~17時) 面接場所 当事業所の相談室
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	宮崎市障がい福祉課 宮崎市障がい福祉課	電話番号 0985-21-1772 電話番号 0985-21-1777
	宮崎県国民健康保険 団体連合会	電話番号 0985-25-4901

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのあらかじめご了解ください。
 - 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、前記のとおり重要事項を説明しました。

事業者

所在地

事業者（法人）名 株式会社 OUR

代表者職・氏名 中田富久

印

説明者職・氏名

印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者

住所

氏名

印

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名

印

立会人

住所

氏名

印